

●基本情報

事業名(取組名)			国民健康保険		評価番号	2-3-9-1・2
担当課		保険年金課	係	国民健康保険係	☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【02】国保・事業会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【0201】総務費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営			項	【020101】総務管理費
	主な取組	①国民健康保険税収納率の向上			目	【02010101】一般管理費
		②医療費の適正化			事業	【392】国民健康保険

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町国民健康保険税条例			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和	38	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) ☐ その他（ ）					
事業概要	国民健康保険事業の適正な運営及び、被保険者の健康教育・健康診査など健康の保持増進を図る。					

●実施 ～DO～

事業業績	国民健康保険税収納率の向上に関しては、滞納者への督促状、催告書送付（督促状は年10回、催告書は年4回）を実施した。 納税相談（随時） 国民健康保険税の収納率 令和5年度：85.2% 受診状況・医療費の額の通知 令和5年：6,898件（令和4年度まで5回→令和5年度から2回送付）			
支出	主な歳出の節	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	11 役務費	1,194,316 円	1,228,578 円	841,871 円
	12 委託料	773,893 円	737,930 円	690,546 円
	13 使用料及び賃借料	円	円	250,800 円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	2,860 円	145,200 円	214,170 円
	事業費 計	1,971,069 円	2,111,708 円	1,997,387 円
財源	主な歳入の科目	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	国支出金	円	円	円
	県支出金	円	円	円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	1,078,168 円	1,113,276 円	1,269,734 円
	一般財源	892,901 円	998,432 円	727,653 円
	事業費 計	1,971,069 円	2,111,708 円	1,997,387 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある
	理由	国民健康保険法に基づいて、適正に賦課を行うことは保険事業の運営に欠かせないことである。医療費の適正に関しては、国民健康保険の加入時に、ジェネリック医薬品の案内をし、利用促進に努めている。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある
	理由	国民健康保険税に関しては、国民健康保険法に定められており、医療費通知は、国等の通知において保険者が実施すべき事業として位置づけられている。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある
	理由	県内納税率としては、他市町村より高いが、滞納者への納税相談内容の対応や、督促状の通知内容の見直しなどをして、滞納者へのアプローチ方法を変えていく方法も検討する必要がある。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない
	理由	国民健康保険の被保険者としての納税は、国民健康保険法に定められており、医療費通知の送付は、国の通知により実施する必要があるため、廃止することはできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない
	理由	税の取り扱い、既に税務課と連携している。医療費の適正化に関しては、類似事業はあるが、事務処理手順が異なるため、統廃合や連携を図ることができない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	☒ 余地がない ☐ 余地がある
	理由	国民健康保険税の収納率を向上させる必要があるため、事業費を削減させることはできない。医療費通知は、必要最低限の負担のみであるため、削減の余地はない。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある
	理由	☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 引き続き国民健康保険税滞納者の管理や通知を行い、収納率の向上へ取り組む。ただし、滞納者へのアプローチ方法として、納税相談の窓口業務や督促状などの通知内容の見直しといった方法を検討していく必要があると思われる。 医療費通知の送付件数が減少傾向にあるなかで、事業費は増減を繰り返している。ジェネリック医薬品の啓発や、第三者行為申請に伴う適切な案内を継続し、現状維持に努める。

令和6年度事務事業評価シート (評価対象年度 令和5年度)

●基本情報

事業名(取組名)		保健事業		評価番号	2-3-9-3
担当課		保険年金課		国民健康保険係	☐ 予算なし
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり		会計	【02】国保・事業会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実		款	【0206】保健事業費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営		項	【020602】特定健康診査等事業費
	主な取組	③データヘルス計画に基づく保健事業の実施		目	【02060201】特定健康診査等事業費
				事業	【00421】特定健康診査事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町健康診査実施要項		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成 20 年度	☐ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託 ） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他（ ）				
事業概要	被保険者の健康教育・健康診査など健康維持増進。				

●実施 ～DO～

事業業績	国保加入の40歳～74歳を対象に、受診券を発行し特定健康診査を実施し、その健診結果を基に、特定健康指導行った。未受診者に対しては、受診者勧奨通知を作成し、受診促進を促し、健診受診率の向上を図った。 令和5年度特定健康診査受診者：1,150人（集団検診・個別健診・ドッグ併診含む）（速報値を記入確定時期は、11月下旬頃）				
支出	主な歳出の節		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	1 報酬	50,056 円	164,166 円	0 円
		10 需用費	126,791 円	136,549 円	144,964 円
		11 役務費	504,354 円	576,091 円	625,604 円
		12 委託料	13,445,477 円	17,778,812 円	17,905,598 円
			円	円	円
		その他	円	円	円
事業費 計		14,126,678 円	18,655,618 円	18,676,166 円	
財源	主な歳入の科目		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	3,080,000 円	4,932,000 円	4,944,000 円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	11,046,678 円	13,723,618 円	13,732,166 円
事業費 計		14,126,678 円	18,655,618 円	18,676,166 円	

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 特定健康診査の対象者へ受診券を送付している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 町が主体となって健診を実施することで、住民の健康を保持し、病気の早期発見を可能とする観点からも必要である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 新規に国民健康保険加入者に、窓口での受診勧奨を実施し、未経験者の掘り起こしを進め、特定健康診査の受診率向上に努める。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 住民の健康保持と福祉の増進に寄与することを目的としているため、その重要性から事業を廃止することができない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 類似事業がないため、統廃合はできない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 必要最低限の経費で行っているため、これ以上のコスト削減はできない。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☒ 適正である ☐ 見直す余地がある ☐ 受益者負担を求める事業ではない 国保の特定健康診査受診の際に自己負担 1,000 円を徴収しており、近隣とのバランスを鑑み適正と思われる。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 受診向上のために引き続き受診勧奨の通知は続けていき、40歳前の受診勧奨や新規国保加入者など特性に応じた受診勧奨実施し、受診率向上に取り組んでいく。

●基本情報

事業名(取組名)		糖尿病性腎臓病重症化予防事業			評価番号	2-3-9-4	
担当課		保険年金課	係	国民健康保険係	☐ 予算なし		
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			予算科目	会計	【02】国保・事業会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実				款	【0206】保健事業費
	施策	【9】国民健康保険制度の適正な運営				項	【020603】糖尿病性腎臓病重症化予防事業
	主な取組	④糖尿病性腎症重症化予防				目	【02060301】糖尿病性腎臓病重症化予防事業
						事業	糖尿病性腎臓病重症化予防事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☒ なし ☐ あり	名称	利根町健康診査実施要領			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	30	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☒ 全部委託 ☐ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) ☐ その他（ ）					
事業概要	特定健康診査の検査値とレセプトデータから対象者を特定し、正しい生活習慣を身に付けることができるように専門職より対象者に面談と指導行う。					

●実施 ～DO～

事業業績	特定健康診査の結果から糖尿病性腎臓病プログラムに沿って基準値以上の対象者を選定し、6ヶ月の保健指導を実施した。このほか、健診データやレセプトから糖尿病の疑いのある対象者で受診履歴のない方へは、透析へと移行しないように受診勧奨行った。			
支出	主な歳出の節	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	12 委託料	2,847,480 円	2,663,212 円	3,470,540 円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	円	円	円
	事業費 計	2,847,480 円	2,663,212 円	3,470,540 円
財源	主な歳入の科目	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	国支出金	円	円	円
	県支出金	2,847,480 円	2,663,212 円	3,470,540 円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	円	円	円
	一般財源	円	円	円
	事業費 計	2,847,480 円	2,663,212 円	3,470,540 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 糖尿病性重症化予防の対象者への生活習慣改善を目的として保健指導を行い、医療費抑制を図っている。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 特定健診結果を利用して対象者の選定を行っており、町で実施すべき事業である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 2市1町による糖尿病性腎症プログラムにより事業を実施しているため事業の見直しなどは単独では行えない。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 国における医療費抑制の重要施策になっていることから、事業廃止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない 類似事業がないため、統廃合はできない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 必要最低限の負担のみかかっているため、これ以上のコスト削減はできない。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない 生活習慣の改善を目指し、専門職から面談と電話指導を受けるといった内容なので、受益者負担金は徴収していない。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 糖尿病性腎臓病予防の保健指導を行うには、医師からの情報提供が不可欠であるが、事業内容に興味を持ってくれない医師もいるので、情報提供への同意がなかなか得られない。今後も糖尿病性腎臓病予防の重要性を伝え、保健指導につなげることや、未受診者の受療勧奨を促進させる。

●基本情報

事業名(取組名)		後期高齢者医療保険制度の周知			評価番号	2-3-10-1	
担当課		保険年金課	係	後期医療係	☒ 予算なし		
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			予算科目	会計	
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実				款	
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営				項	
	主な取組	①後期高齢者医療保険制度の周知				目	
			事業				

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	高齢者の医療の確保に関する法律				
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	20	年度	☐ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ						
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）						
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) ☐ その他（ ）						
事業概要	茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知を行う。						

●実施 ～DO～

事業業績	新規資格取得時等に後期高齢者医療制度の概要を記載したリーフレットを配布し、広報・ホームページ等に随時必要な情報を掲載することで制度の周知を行った。				
	リーフレット配布実績	令和3年度	395人		
		令和4年度	600人		
		令和5年度	455人		
支出	主な歳出の節		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳				
	事業費 計				
財源	主な歳入の科目		令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	内訳	国支出金			
		県支出金			
		受益者負担金			
		地方債			
		その他			
	一般財源				
事業費 計					

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 医療制度の周知を行うことで、後期高齢者の健康増進に寄与することができるため。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 茨城県後期高齢者医療広域連合が定める広域計画において、市町村が行う事務として定められているため。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある リーフレットについては広域連合が作成するため、工夫の余地はないが、窓口での説明や広報の方法については、日々改善に努める。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 事業実施に係る予算なし。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 引き続き適切な周知を実施することで、保険料納付の必要性を啓発するほか、後期高齢者の健康増進、医療費の適正化を推進する。

●基本情報

事業名(取組名)		後期高齢者医療保険料収納率の向上			評価番号	2-3-10-2
担当課		保険年金課	係	後期医療係	☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【10】後期高齢者医療特別会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【1001】総務費
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営			項	【100101】総務費
	主な取組	②後期高齢者医療保険料収納率の向上			目	【10010101】一般管理費
					事業	【507】事業費

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	高齢者の医療の確保に関する法律		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	20	年度 ☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☒ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乘せ) ☐ その他（ ）				
事業概要	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われることを目的とした事業である。				

●実施 ～D0～

事業業績	普通徴収の納付書及び特別徴収の通知書を7月に発送し、未納がある場合には各期別ごとに督促状や未納通知を送付した。必要に応じて、電話や臨戸訪問等の個別対応も随時実施した。 収納率 令和5年度 99.6%			
支出	主な歳出の節	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	10 需用費	0 円	0 円	0 円
	11 役務費	609,184 円	691,671 円	949,638 円
	12 委託料	661,100 円	509,080 円	646,800 円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	円	円	円
	事業費 計	1,270,284 円	1,200,751 円	1,596,438 円
財源	主な歳入の科目	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	国支出金	円	円	円
	県支出金	円	円	円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	円	円	円
	一般財源	1,270,284 円	1,200,751 円	1,596,438 円
	事業費 計	1,270,284 円	1,200,751 円	1,596,438 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	理由	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 運営費の1割分を保険料で賄っており、制度運営に大きく貢献している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	理由	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 法令等及び茨城県後期高齢者医療広域連合が定める広域計画において、市町村が行う事務として定められている。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	理由	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある 収納率は県内でも高順位であるが、口座振替の推奨や、保険料納付の重要性の周知によりさらに向上できる余地がある。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	理由	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	理由	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	理由	☒ 余地がない ☐ 余地がある 事業費は主に通知の郵送費用であるが、今後ますます被保険者が増加する見込みであることから削減は困難である。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	理由	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☒ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 社会保障制度である後期高齢者医療保険制度を継続していくため、保険料の徴収は不可欠である。今後も引き続き、きめ細かな収納対策を実施していく。

令和6年度事務事業評価シート (評価対象年度 令和5年度)

●基本情報

事業名(取組名)		事務費(保健事業)			評価番号	2-3-10-3(1)
担当課		保険年金課	係	後期医療係	☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【10】後期高齢者医療特別会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【1001】総務費
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営			項	【100101】総務費
	主な取組	③後期高齢者健康診査の推進			目	【10010101】一般管理費
					事業	【507】事業費

●計画 ~PLAN~

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱 利根町後期高齢者医療生活習慣病予防検診助成要綱			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	平成	21	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり(事業終了年度: 令和 年度) ☒ 単年度繰り返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施(直営) ☒ 委託(☒ 全部委託 ☐ 一部委託) ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他()					
実施形態	☐ 町単独 ☒ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他()					
事業概要	被保険者の健康保持や健康増進と医療給付費適正化のため、健康診査等の推進を図る。 人間ドック・脳ドック受診料の助成: 利根町近隣の13医療機関で人間ドック・脳ドックを受診する際に人間ドック20,000円・脳ドック27,000円の受診料を助成する。 取手市医師会と提携して集団健診・医療機関健診により健康診査を実施する。					

●実施 ~D0~

事業業績	生活習慣病の早期発見のために実施する健診事業で健康診査及び人間ドックと脳ドックの受診費用の助成を行った。 健康診査受診者数: 令和5年度956人 人間ドック・脳ドック助成件数: 令和5年171人(人間ドック152人・脳ドック19人)			
支出	主な歳出の節	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)
	10 需用費	26,070 円	0 円	円
	11 役務費	341,671 円	393,584 円	275,575 円
	12 委託料	7,361,181 円	9,754,976 円	10,818,458 円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	円	円	円
	事業費 計	7,728,922 円	10,148,560 円	11,094,033 円
財源	主な歳入の科目	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績)
	国支出金	円	円	円
	県支出金	円	円	円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	4,711,967 円	6,190,118 円	7,045,747 円
	一般財源	3,016,955 円	3,958,442 円	4,048,286 円
	事業費 計	7,728,922 円	10,148,560 円	11,094,033 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある
	理由	健診の実施により、被保険者の疾病や健康課題が早期発見され、被保険者の健康保持と医療給付費増加の抑制に寄与している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある
	理由	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱により、茨城県後期高齢者医療広域連合は、健康診査に係る業務を市町村に委託し実施すると定められているため。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある
	理由	周知の方法を工夫したり、指定委託医療機関を増やすことなどにより、受診率の向上の余地がある。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない
	理由	後期高齢者医療制度が廃止・休止となる見込みがないため。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない
	理由	健診スケジュールを国民健康保険の特定健診と同日とするなどして事務負担の軽減を図っているが、保険者が異なるため、事業の統合はできない。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	☒ 余地がない ☐ 余地がある
	理由	被保険者数（75歳以上の高齢者）が増加しており、健康保持のための健康診査事業を継続するためには、事業費は拡大の傾向にある。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある
	理由	☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☒ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 後期高齢者の人口が増加しており、健康維持のための健康診査事業を継続するためには、事業費は拡大傾向となる。また、令和3年度以降、国の交付金によるドック助成が廃止されているため、ドック助成のあり方についても今後検討が必要となる。 今後も被保険者に対し、医療費適正化や健康の保持増進の推進に努め、医療給付費抑制を図る必要がある。

●基本情報

事業名(取組名)		高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業			評価番号	2-3-10-3(2)	
担当課		保険年金課	係	後期医療係	☐ 予算なし		
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【01】一般会計	
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【0103】民生費	
	施策	【10】後期高齢者医療制度の適正な運営			項	【010301】社会福祉費	
	主な取組	③後期高齢者健康診査の推進			目	【01030110】後期高齢者医療費	
					事業	【02】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業	

●計画 ~PLAN~

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱 利根町後期高齢者医療生活習慣病予防検診助成要綱				
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	令和	4	年度	☐ 事業開始年度不明	
事業期間	☐ 期間限定あり (事業終了年度: 令和 年度) ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ						
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施(直営) ☒ 委託(☒ 全部委託 ☐ 一部委託) ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他 ()						
実施形態	☐ 町単独 ☒ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他 ()						
事業概要	令和4年度より後期高齢者医療広域連合から委託を受け、実施している。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、専任の企画・調整を担当する医療専門職を置き、他課および関係機関と連携をとりながら、後期高齢者の保健事業を、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業等と一体的に実施している。						

●実施 ~DO~

事業業績	生活習慣病の重症化予防や心身の機能の維持を図ることを目的に、健康状態や生活機能の課題に対して、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を実施した。				
支出	主な歳出の節		令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）
	内訳	2 給料	円	10,648,800 円	9,906,000 円
		3 職員手当等	円	5,352,974 円	5,432,209 円
		4 共済費	円	3,397,995 円	3,354,442 円
		7 報償費	円	66,654 円	135,656 円
		10 需用費	円	36,902 円	39,848 円
		その他	円	21,886 円	2,337,824 円
	事業費 計		0 円	19,525,211 円	21,205,979 円
財源	主な歳入の科目		令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）
	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	円	円	円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	6,512,106 円	9,237,141 円
		一般財源	円	13,013,105 円	11,968,838 円
	事業費 計		0 円	19,525,211 円	21,205,979 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある
	理由	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施することで、被保険者の健康保持と医療給付費増加の抑制に寄与している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある
	理由	高齢者の医療の確保に関する法律により市町村が実施することと定められている。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある
	理由	毎年地域の健康課題を抽出し、その課題に合った事業を実施するため、傾向と対策の見直しをする必要がある。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない
	理由	一体的な実施事業は、茨城県広域連合から委託を受けて実施していくものであり、委託の要請がなくなる限り廃止・休止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	☒ 可能性がある ☐ 可能性がない ☐ 類似事業はない
	理由	関係各課及び関係機関と連携を図り実施している。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	☒ 余地がない ☐ 余地がある
	理由	被保険者数（75歳以上の高齢者）は増加しており、健康保持のための健康診査事業を継続するためには、事業費は拡大傾向にある。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある
	理由	☒ 受益者負担を求める事業ではない

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☐ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☒ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 後期高齢者人口は増加しており、事業費は拡大傾向である。 令和5年度は後期医療係へ地域を担当する専門職を1名配置し、健診結果を分析し地域の健康課題を抽出し、生活習慣病重症化予防事業や健康状態不明者への対策を実施した。 新規に後期高齢者医療制度に加入する高齢者が今後も増加する傾向が続き、同規模市町村と比較すると介護認定率は低くあるものの、健診結果を分析すると地域の健康課題が点在していることから、関係各課と連携を図りながら、今後も介護予防及び生活習慣病重症化予防への取組みを重点に事業を実施する。

●基本情報

事業名(取組名)		医療福祉事業				評価番号	2-3-12-1・2
担当課		保険年金課	係	医療年金係		☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			予算科目	会計	【01】一般会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実				款	【0103】民生費
	施策	【12】医療福祉費支給制度_マル福_の適正な運営				項	【010301】社会福祉費
	主な取組	①医療福祉費支給制度の周知				目	【01030105】医療福祉費
		②医療福祉費支給制度の円滑な運営				事業	医療福祉事業

●計画 ~PLAN~

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	利根町医療福祉費支給に関する条例，同施行規則			
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和	51	年度	☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ					
実施手法 (すべてチェック)	☒ 町が直接実施（直営） ☐ 委託（ ☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）					
実施形態	☐ 町単独 ☐ 国・県補助事業 ☒ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他（ ）					
事業概要	医療福祉費支給制度（通称マル福）の該当となる，妊産婦，18歳までの小児，母子家庭の母子，父子家庭の父子，重度心身障がい者の医療費の一部を助成し，健康の保持促進及びその生活の安定と福祉の向上を図る。					

●実施 ~DO~

事業業績	受給資格の判定のほか、受給者からの支給申請に基づいて医療福祉費の給付を行った。また、受給者が受けた医療について、その費用のマル福対象分を国保連合会、支払基金、柔道整復師からの請求に基づいて支払いを行った。				
支出	主な歳出の節		令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）
	内訳	1 報酬	858,685 円	878,839 円	983,970 円
		11 役務費	1,264,321 円	1,490,353 円	1,611,477 円
		13 使用料及び賃借料	0 円	1,146,860 円	1,128,160 円
		19 扶助費	86,886,763 円	85,110,917 円	94,338,919 円
		22 償還金、利子及び割引料	927,915 円	1,328,086 円	0 円
		その他	310,893 円	705,167 円	1,019,823 円
	事業費 計		90,248,577 円	90,660,222 円	99,082,349 円
財源	主な歳入の科目		令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（実績）
	内訳	国支出金	円	円	円
		県支出金	33,416,000 円	30,877,000 円	36,645,813 円
		受益者負担金	円	円	円
		地方債	円	円	円
		その他	円	円	円
		一般財源	56,832,577 円	59,783,222 円	62,436,536 円
	事業費 計		90,248,577 円	90,660,222 円	99,082,349 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある
	理由	制度発足以来、小児の所得制限撤廃や自己負担金の償還払いなど、必要な制度改正を重ね、住民の健康の保持促進及びその生活の安定と福祉の向上に貢献している。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある
	理由	茨城県の医療福祉対策実施要領に市町村が事業の実施主体であることが定められており、町が主体として事業を行うことが妥当である。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	☐ 余地がない ☒ 見直す余地がある
	理由	他自治体の医療費助成制度と比較しても充実した事業内容となっており、県制度を補足する形で町独自助成を実施している。令和6年度より重度障がい者の対象範囲拡充と妊産婦の所得制限撤廃を行う。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない
	理由	茨城県の医療福祉対策要綱に基づき、扶助費の2分の1相当額を県補助金により賄っていることから、安定した事業の継続ができており、現時点で事業の廃止・休止の可能性はないと考える。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない ☐ 類似事業はない
	理由	資格の発効に際しては、住民課、福祉課、保健福祉センター、子育て支援課などの他部署と適切に連携を図っている。今後も適切に連携を図ることで事業の成果を維持できるものとする。
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	☒ 余地がない ☐ 余地がある
	理由	事業費の内訳で主なものは扶助費であり、対象者が医療機関の窓口で支払った医療費を助成する制度であることから、コスト削減を行うことは困難である。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない
	理由	子育て世帯、ひとり親世帯、障がい者などの医療費負担を軽減することが目的であることから、今後も対象者の負担は求めず、現状と同様の助成を行っていくべきであると考ええる。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大） ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 茨城県の医療福祉対策要綱、利根町医療福祉費支給に関する条例に基づいて、今後も適切な助成を行い、対象者の負担軽減を図る。また、『広報とね』やホームページ、パンフレット等で制度の周知を図り、対象者への助成を継続して実施する。

●基本情報

事業名(取組名)		国民年金事業		評価番号	2-3-13-1	
担当課		保険年金課	係	医療年金係	☐ 予算なし	
基本計画	基本方針	【2】いつまでも健康で元気あふれるまちづくり			会計	【01】一般会計
	基本施策	【3】みんなを支える社会保障制度の充実			款	【0103】民生費
	施策	【13】国民年金制度の周知徹底			項	【010301】社会福祉費
	主な取組	①国民年金制度の周知・相談業務の充実			目	【01030104】医療総務費
					事業	国民年金事業

●計画 ～PLAN～

根拠法令等	☐ なし ☒ あり	名称	国民年金法, 国民年金施行令 など		
新規・継続	☐ 新規 ☒ 継続	事業開始年度	昭和	34	年度 ☐ 事業開始年度不明
事業期間	☐ 期間限定あり（事業終了年度：令和 年度） ☒ 単年度繰返し ☐ 単年度のみ				
実施手法 (すべてチェック)	☐ 町が直接実施（直営） ☒ 委託（ ☐ 全部委託 ☒ 一部委託） ☐ 補助金等 ☐ 町民協働 ☐ 指定管理 ☐ 事務局 ☐ その他（ ）				
実施形態	☐ 町単独 ☒ 国・県補助事業 ☐ 国・県補助事業+町事業(上乗せ) ☐ その他（ ）				
事業概要	日本年金機構土浦年金事務所と適切な連携を図りながら、国民年金への加入、免除の受付、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金等の年金給付事務の受付など、町民の方に身近な窓口相談を実施する。				

●実施 ～DO～

事業業績	国民年金への加入や、免除申請の対応などの法定受託事務、制度への相談や周知、納付勧奨などの協力連携事務を行い、町民の方の窓口の利便性向上に努めた。			
支出	主な歳出の節	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	10 需用費	31,834 円	29,640 円	34,650 円
	13 使用料及び賃借料	0 円	1,777,160 円	1,785,960 円
	内訳	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
	その他	円	円	円
	事業費 計	31,834 円	1,806,800 円	1,820,610 円
財源	主な歳入の科目	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（実績）
	国支出金	31,834 円	1,806,800 円	1,820,610 円
	県支出金	円	円	円
	受益者負担金	円	円	円
	地方債	円	円	円
	その他	円	円	円
	一般財源	円	円	円
	事業費 計	31,834 円	1,806,800 円	1,820,610 円

●評価 ～CHECK～

妥当性	①政策目的との整合性 事業目的が上位政策（主な取組）の達成に貢献しているか。	☒ 貢献している ☐ 見直す余地がある 理由 法定受託事務に基づいて、市町村の窓口に求められている書類の受付、進達を適切に実施し、住民サービスの向上に貢献していると言える。
	②町関与の妥当性 町が事業主体として事業を行うことが妥当か。	☒ 妥当である ☐ 見直す余地がある 理由 住民の方の身近な相談先として、窓口業務を受託することで住民サービスの向上につながると考える。
有効性	③成果の向上余地 事業内容を工夫することにより成果を向上させることができるか。	☒ 余地がない ☐ 見直す余地がある 理由 国からの法定受託事務、協力連携事務を行っており、市町村の判断で業務内容の変更を行うことが難しい事業である。引き続き、現状の事業を滞りなく実施できるよう努める。
	④廃止・休止の可能性 事業の内容や成果から廃止・休止できるか。	☐ 可能性がある ☒ 可能性がない 理由 年金制度は国が一元化して管理、給付を行っていることから、現時点で制度の廃止が生じることは考えられず、廃止休止の可能性はない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合・連携を図ることにより成果が期待できるか。	☐ 可能性がある ☐ 可能性がない ☒ 類似事業はない 理由
効率性	⑥事業費の削減余地 成果を下げずにコスト削減できるか。	☐ 余地がない ☒ 余地がある 理由 国民年金事務に係る経費はすべて、国から委託金を受けており、今後も従来通り、法定受託事務、協力連携事務を適切に行っていく。
公平性	⑦受益者負担の適正化 事業内容から受益者の負担割合は適正か。	☐ 適正である ☐ 見直す余地がある ☒ 受益者負担を求める事業ではない 理由 受益者（加入者）に対して、国民年金保険料以外の費用負担を求めている。

●改善 ～ACTION～

今後の方向性	継続（ ☒ 現状維持 ☐ 縮小 ☐ 改善 ☐ 拡大 ☐ 休止 ☐ 廃止（終了） ☐ 統廃合 ☐ 連携
	【理由】 今後も日本年金機構土浦年金事務所と適切な協力連携を行い、引き続き、相談業務の質の向上に努める。